

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 2 項目別評価 (4) その他業務運営に関する重要目標</p> <p>【原文】 「○ 職務上行う教育・研究に対する教員等個人宛ての寄附金について、個人で経理されていた事例があったことから、学内で定めた規則に則り適切に処理するとともに、その取扱いについて教員等に周知徹底するなどの取組が求められる。」</p> <p>【申立内容】 【修正文案】 のとおり変更願いたい。</p> <p>【修正文案】 「○ <u>過年度において、職務上行う教育・研究に対する教員等個人宛ての寄附金を個人で経理されていた事例があったことについては、教職員等への周知を行うなど改善に向けた取組が行われているが、引き続き、学内で定めた規則に則り適切に処理するとともに、その取扱いについて教員等に周知徹底するなどの取組が求められる。</u>」</p> <p>【理由】 教員等個人宛の寄附金を個人で経理されていた事例は、過年度（平成19～23年度）の事例に基づいて指摘されたものであることを示すため。 また、教員等個人に対して寄附された寄附金の取扱いについては、「平成24事業年度に係る業務の実績に関する報告書」p43に記載したとおり、平成24年度</p>	<p>【対応】 意見を踏まえ、下記のとおり修正する。</p> <p>『○ <u>過年度において、職務上行う教育・研究に対する教員等個人宛ての寄附金について、個人で経理されていた事例があったことから、学内で定めた規則に則り適切に処理するとともに、その取扱いについて教員等に周知徹底するなどの取組を引き続き行うことが求められる。</u>』</p> <p>【理由】 平成24年度中において、一定の取組がなされていること、また、今回確認された事案が過年度の経理に関するものであることを明確にするため記述を修正するもの。</p>

において、一定の取組を既に行ったことを明確にするため。

(参考 「平成24事業年度に係る業務の実績に関する報告書」 p43から抜粋)

○ 教員等個人に対して寄附された寄附金の取扱いについて

- * 平成24年7月に本学での助成金に関する寄附手続きを周知するため、研究・国際担当理事及び財務・附属病院担当理事の連名で「各種研究助成団体等から供与のあった助成金等の寄附受入の徹底」について通知した。
- * 平成24年8月に新たに「助成金受入基準」を制定するとともに、助成金等の申請・採択・受入れに関する状況を一元的に管理する「助成金管理台帳」を作成し、助成金受入れの適正管理に供した。
- * 平成24年10月に「研究費等の不正防止計画」を改正し、この中で「本学教員が採択された助成金等に関する機関経理の徹底」を重点取組課題と位置付け、学内の説明会において、周知徹底を図った。
- * 平成24年度の内部監査において、助成団体のホームページの情報を基に、助成金を受けた本学教員データ23件を抽出し、寄附金受入れ内容の確認を行った。